

陳 情 文 書 表

(平成 3 0 年 1 1 月 2 7 日 受 理)

受 理 番 号	件 名
陳 情 第 9 8 号	議員提出議案（意見書）に対する十分な提案理由の説明及び質疑・討論を確保することを求める陳情
提 出 者 の 住 所 ・ 氏 名 ※非公開情報	
付 託 委 員 会	議会運営委員会

議会運営委員会における議会基本条例規定の検証において、議員提出議案（意見書）に対し、3会派から、意見書提案理由の説明時間の保障と質疑・討論の保障が提案されていました。現在の意見書の取り扱いは、市議会最終日の本会議において、2分間という短時間の提案理由の説明はありますが、質疑・討論はなく即決となっています。

これでは、私たち市民は、内容を十分理解することはできません。議会基本条例第5条2の（2）にも、「意思の決定に当たっては、論点・争点を明らかにします。」と書かれています。

そこで、3会派からの提案にもあったように、提案理由の十分な説明時間の確保及び提案に対する十分な質疑・討論の確保を求め、陳情いたします。